

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

(国土交通省)

制 度 名	特定都市機能改善施設建替促進計画（仮称）に係る特例措置の創設				
税 目	法人税				
要 望 の 内 容	<p>都市機能集約地区（仮称）（以下「集約地区」）の区域内における都市機能改善施設（仮称）の建て替えを支援するため、事業者が作成し、国土交通大臣の認定を受けた特定都市機能改善施設建替促進計画（仮称）（以下「建替計画」）に係る以下の特例措置を創設する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 80%課税繰延 (建替計画の事業計画区域内への移転に限る) ・ 5%重課の適用除外 (建替計画の事業計画区域外への移転に限る) 				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: 0;"> <tr> <td style="padding: 5px;">減収見込額 (平年度)</td> <td style="padding: 5px;">25.7百万円 (一)</td> </tr> </table>	減収見込額 (平年度)	25.7百万円 (一)	<p>(1) 政策目的 保育所、病院、図書館等を人々が集まる地域（市町村が指定）において立地しやすくすることを通じて、暮らしやすいまちの実現と、市街地の活性化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 低炭素型社会の構築を進めるとともに、人口減少・超高齢社会に対応するためには、都市機能改善施設（教育文化施設、医療施設、社会福祉施設、商業施設、業務施設その他都市の居住者等の共同の福祉又は利便の増進のために必要な施設）を住民にとって身近な範囲に適切に配置することを通じて、効率的かつ住民が当該地域において安心して暮らせるようなまちづくりを進めていくことが必要である。 そのためには、市町村がその選択に応じて都市機能を集約すべき地区として定めた集約地区に、都市機能改善施設の集約を図っていくことが必要であるが、当該施策の推進にあたっては、新たに同地区内に施設を整備することはもちろん、既存の施設が建替えに際して必要な土地を確保することができない等の理由により郊外へ移転してしまうことに対する対策も併せて講じることが必要である。 このため、集約地区内において都市機能改善施設を建替える場合においては、当該都市の状況や集約地区における集約の度合い等を総合的に勘案し、特に当該地区での建替えが必要と思われる施設については、事業者が当該都市機能改善施設に係る建替え計画を作成し、同計画を国土交通大臣の認定にからしめることによって、当該事業者に都市機能改善施設の建替えの用に供するための土地を譲渡した従前地権者等が税制上の特例措置を受けられるようにすることによって、もって当該施設の建替えを支援していくことが必要である。</p>	
減収見込額 (平年度)	25.7百万円 (一)				

		<p>(3) 要望の措置の妥当性</p> <p>①租税特別措置等の背景にある政策に今日的な「合理性」が認められるか</p> <p>人口減少・超高齢社会を迎える我が国において、経済効率性により立地が決定される現状を打破し、都市機能改善施設を人々が集まる地域に立地できるよう誘導していくことが、暮らしやすいまちを作る上で重要である。</p> <p>このため、本税制を創設し、建替えに係るコストを削減させることにより、都市機能改善施設が建替えを契機に郊外へ転出してしまう事態を防ぐことが合理的である。</p> <p>②租税特別措置等の政策実現に向けた手段としての「有効性」が認められるか</p> <p>都市機能改善施設の建替えを行う際に必要な土地を確保できない場合があるが、その際に周辺の土地所有者に対して当該施設の建替えの用に供するための土地を譲渡するインセンティブを与えることは、当該区域内における都市機能改善施設の建替えを容易にする上で有効である。</p> <p>③租税特別措置等に補助金等他の政策手段と比して「相当性」が認められるか</p> <p>建替えに必要な土地を確保する際には複数の土地所有者に対する措置が必要となることが想定されるため、行政の効率性の観点から、税制上の特例措置によることが相当である。</p>
今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	政策評価体系における位置付け	<p>政策目標：都市再生・地域再生等の推進</p> <p>施策目標：都市再生・地域再生を推進する</p> <p>業績指標：中心市街地人口比率の減少率 前年度比0.5%減 (初期値は、平成16年度前年度比1.1%)</p>
	政策の達成目標	<p>都市機能改善施設の整備・集約化による暮らしやすいまちづくりの実現。</p> <p>→中心市街地人口比率の減少率 平成23年度において、前年度比0.5%減 (初期値は、平成16年度前年度比1.1%)</p>
	租税特別措置の適用又は延長期間	<p>課税繰延：2年間 重課適用除外：5年間（当面、平成25年12月31日まで）</p>
	同上の期間中の達成目標	<p>都市機能改善施設の整備・集約化による暮らしやすいまちづくりの実現。</p> <p>→中心市街地人口比率の減少率 前年度比0.5%減 (初期値は、平成16年度前年度比1.1%)</p>
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	所得税、登録免許税、不動産取得税を要望
	予算上の措置等の要求内容及び金額	暮らし・にぎわい再生事業による支援等

	上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	予算措置と税制措置を一体的に講じることにより、都市機能改善施設の整備・集約化による暮らしやすいまちづくりの実現を図る。
これまでの 租税特別措置の 適用実績と効果に 関連する事項	政策の達成状況	一
	租税特別措置の適用実績	一
	租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	一
	前回要望時の達成目標	一
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	一
	これまでの要望経緯	なし